

ルビス訪問介護ステーション 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社ルベウスが開設するルビス訪問介護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態若しくは要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な介護サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 介護サービスの提供に当たっては、事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ルビス訪問介護ステーション
- (2) 所在地 宮城県栗原市築館伊豆2丁目5-38

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、指定訪問介護の利用申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導や、居宅介護支援事業者等と連携を図り訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 常勤換算方法で2.5名以上
訪問介護員等は、入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日、祝日を含む。
- (2) 営業時間 24時間営業

(指定訪問介護・総合事業サービスの内容)

第6条 指定訪問介護、介護予防・日常生活総合支援事業サービス（以下「介護サービス」という）の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 身体介護

- ① 排泄・食事介助
- ② 清拭・入浴、身体整容
- ③ 体位変換、移動・移乗介助、外出介助
- ④ 起床及び就寝介助
- ⑤ 服薬確認
- ⑥ 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助

(2) 生活援助

- ① 掃除
- ② 洗濯
- ③ ベッドメイク
- ④ 衣類の整理・被服の補修
- ⑤ 一般的な調理、配下膳
- ⑥ 買い物・薬の受け取り

(3) その他、通院等乗降介助等を除く老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知にかかるサービス行為

(利用料等)

第7条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。なお、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要する交通費（移動に要する実費）の支払いを利用者から受けるものとする。ただし、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

事業所の実施地域を越える地点から、片道10キロメートル未満 500円

事業所の実施地域を越える地点から、片道10キロメートル以上 1,000円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、栗原市・登米市・大崎市・一関市とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、介護サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び利用者の家族等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告するものとする。

(BCP)

第 10 条 感染症や非常災害の発生において、業務を継続的に実施再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的 to開催するなどの措置を講ずる。

(身体拘束等の適正化)

第 11 条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないこととする。

(高齢者虐待防止措置に関する事項)

第 12 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的（少なくとも 3 ヶ月に 1 回）に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（少なくとも年 1 回）に実施する。
- (4) 適切に実施するための担当者を置く。（責任者：管理者）
- (5) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合、委員会を中心に事実確認を行なう。対応・判断は責任者、委員会等に一存するのではなく、必ず組織的に対応する。

虐待に気が付いたら速やかに市町村へ報告する。

(その他運営に関する重要事項)

第 13 条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内

(2) 継続研修 年 2 回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ルベウスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

令和 6 年 4 月 1 日 「BCP」「身体拘束等の適正化」「高齢者虐待防止措置に関する事項」について追加する。